

# 一般社団法人北海道ソフトボール協会定款

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本会は、一般社団法人北海道ソフトボール協会（以下「本会」という。）と称する。

### 第2条（主たる事務所の所在地）

本会は主たる事務所を札幌市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### 第3条（目的）

本会は、北海道のソフトボール界を統轄し、代表する団体として北海道のソフトボールの普及振興並びに競技力向上を図り、もって北海道民の健康増進並びに地域の活性化に寄与することを目的とする。

### 第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ソフトボールの普及及び振興並びに競技力向上のために必要な事業
- (2) ソフトボールに関する各種競技会の開催に関する事業
- (3) ソフトボール競技公認審判員、公式記録員及び指導者の認定並びに養成に関する事業
- (4) ソフトボールチームの育成及び選手の強化に関する事業
- (5) ソフトボールに関する講習会の開催、情報の収集及び広報に関する事業
- (6) ソフトボールの全国、北海道大会等への役員及びチームの派遣に関する事業
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

### 第5条（公告方法）

本会の公告は、本会の主たる事務所の掲示場（公衆の見やすい場所）に掲示して行う。

### 第6条（機関の設置）

本会は、評議員（社員）、評議員会（社員総会）、理事、理事会及び監事を置く。

## 第3章 会員

### 第7条（会員）

本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、理事会の承認を得て入会した個人及び団体

## 第8条（入会）

本会へ審判員・記録員・選手登録・チーム登録・指導者登録の申込みをし、理事会の承認を得た者を会員とすることができます。

## 第9条（会費）

会員は本会の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員となったとき及び年毎に、評議員会において別に定める額を会費として納入しなければならない。

## 第10条（会員の資格喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 会員である団体が解散したとき
- (4) 正当な理由なく会費納入義務を6ヶ月以上怠ったとき
- (5) 除名されたとき

## 第11条（任意退会）

会員は、退会しようとするときは、任意に退会することができる。

## 第12条（除名）

会員が次の各号の一に該当する場合には、評議員会において、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上の決議をもって除名することができる。

- (1) 本会の定款又はその他の規則に違反したとき
  - (2) 本会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
  - (3) その他除名する正当な理由があるとき
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

## 第13条（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失した場合、当該会員が納入済みの会費及びその他の拠出金品については、これを返還しない。

## 第4章 評議員

### 第14条（評議員の選出・員数その他）

本会に評議員を置く。

2 評議員は、正会員の中から第50条に掲げる加盟団体により選出、推薦を受けた者と

- し、理事会の承認を受けるものとする。
- 3 評議員の員数は、別に定める基準により定める。
- 4 第2項の評議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

#### 第15条（評議員名簿）

本会は、評議員の氏名及び住所を記した評議員名簿を作成し、本会の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 本会の評議員に対する通知及び催告は、評議員名簿に記載した住所又は評議員が本会に通知した居所に宛てて行うものとする。

#### 第16条（評議員の資格の喪失）

評議員は、辞任届を提出することにより、任意にいつでも評議員を辞任することができる。

- 2 評議員会は、評議員が第12条に掲げる事項に該当する場合、評議員たる義務を怠った場合、その他資格喪失に足る正当な事由があると認められる場合には、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上の決議をもって、評議員の資格を喪失させることができる。この場合、当該評議員に対し、評議員会の1週間前までに、理由を付して資格喪失に関する議案の内容を通知し、評議員会において弁明の機会を与えなければならない。

- 3 前項のほか、第10条の規定による会員資格の喪失によって評議員の資格を失う。

### 第5章 評議員会

#### 第17条（評議員会）

本会の評議員会は、第14条第2項で選出、推薦を受けた評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、一般法人法上の社員総会とする。

#### 第18条（議決権）

評議員会における議決権は、評議員1名に付き1個とする。

#### 第19条（評議員会の権限）

評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員の報酬の額又はその規定
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算報告
- (5) 入会の基準並びに会費の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

- (8) 解散及び残余財産の処分
  - (9) 合併及び事業の全部若しくは一部の譲渡
  - (10) 理事会において評議員会に付議した事項
  - (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第 21 条第 2 項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することはできない。

#### 第 20 条（開 催）

定時評議員会は、毎事業年度末の翌日から 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、会長に招集の請求をしたとき
- (2) 総評議員の 10 分の 1 以上から、評議員会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、開催の請求が会長にあったとき

#### 第 21 条（招 集）

評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員会を招集するには、会議の日時、場所、目的である事項、その他法務省令で定める事項を記載した書面又は電磁的方法（電子メール）をもって、開催日の 1 週間前までに、評議員に対して招集通知を発するものとする。

#### 第 22 条（議 長）

評議員会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、当該評議員会の決議によって議長を選出する。

#### 第 23 条（決議の方法）

評議員会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数により決議するものとする。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により決するものとする。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

#### 第 24 条（評議員会の決議の省略）

評議員会の決議の目的たる事項について、理事又は評議員から提案のあった場合において、その提案に評議員の全員が書面又は電磁的方法（電子メール）によって同意の意思表示をしたときは、



その提案を決議する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

#### 第 25 条（議決権の代理行使）

評議員は、本会の評議員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合は、評議員会ごとに代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。

2 前項の場合における第 23 条の規定の適用については、その評議員は出席したものとみなす。

#### 第 26 条（評議員会議事録）

評議員会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した評議員のうち 2 名が署名又は記名押印して 5 年間本会の主たる事務所に備え置く。

#### 第 27 条（評議員会規則）

評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

### 第 6 章 役 員

#### 第 28 条（役員の選任方法等）

本会の理事の員数は、10 名以上 30 名以内、監事の員数は 2 名とする。

2 本会の理事及び監事は、評議員会で選任する。

3 会長 1 名、副会長若干名、理事長 1 名、副理事長及び常任理事若干名は、理事の中から理事会において選定する。

4 前項の会長及び理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

5 第 3 項の会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

6 前項のほか、理事会の決議をもって業務執行理事を選定することができる。

#### 第 29 条（役員の就任制限等）

理事は、本会の監事を兼ねることができない。

2 監事は、本会の理事を兼ねることができない。

3 理事のうち、理事のいづれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一の団体（公益法人等を除く。）の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記しなければならない。



### 第30条（理事の職務及び権限）

- 1 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、本会の業務を執行する。
- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 理事長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 5 副理事長は、理事長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 6 常任理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 7 理事長、副理事長及び常任理事の権限は、理事会の決議によって定める。
- 8 理事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

### 第31条（監事の職務及び権限）

監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査する。この場合、法務省令で定めるところにより監査報告書を作成しなければならない。
- (2) 本会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に必ず出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正な行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又は、これらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対して、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限行使すること。

### 第32条（任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残任期間と同一とする。
- 4 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期が

満了すべき時までとする。

5 理事、監事及び代表理事（以下「役員」という。）は、辞任又は任期満了後において定数を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

### 第33条（解任）

役員は、次のいずれかに該当するときは、いつでも評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

（1）職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又は、これに耐えないとき。

### 第34条（報酬等）

役員には、その職務執行の対価としての報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

### 第35条（取引の制限）

理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

（1）自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引

（2）自己又は第三者のためにする本会との取引

（3）本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第48条に定める理事会規則によるものとする。

### 第36条（責任の免除）

本会は、一般法人法第111条第1項の役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

### 第37条（名誉会長、顧問）

本会には、名誉会長、顧問及び参与を若干名置くことができる。その任期は2年とし、再任を妨げない。

2 名誉会長は、理事会及び評議員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。名誉会長は、本会の重要事項について、会長に意見を述べることができる。

3 顧問は、本会の会長又は副会長であった者及び本会に功労があった者の中から、理事会及び

評議員会で推薦し、会長が委嘱する。顧問は、会長及び理事会の諮問に応ずる。

- 4 参与は、理事会及び評議員会で推薦し、会長が委嘱する。参与は、理事会の諮問に応ずる。
- 5 名誉会長、顧問及び参与は無報酬とする。

## 第 7 章 理事会

### 第 38 条 (構 成)

本会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって組織する。

### 第 39 条 (権 限)

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
  - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
  - (3) 理事の職務の執行の監督
  - (4) 会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事の選定及び解職
  - (5) 前各号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制の整備
  - (6) 第 36 条の責任の免除

### 第 40 条 (種類及び開催)

理事会は、定時理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 定時理事会は、毎年 2 回開催する。
- 3 定時理事会を理事会及び常任理事会に区分し、理事会は第 39 条第 1 項に掲げる事項について意思決定を行い、常任理事会は、その意思決定に従って具体的な業務を執行管理する。
- 4 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
  - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合にその請求をした理事が招集したとき
  - (4) 第 31 条第 5 号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集

したとき

5 会長は、やむを得ない事情があると認めるとときは、理事会を電磁的方法で開催することができる。この場合の表決は書面又は電磁的方法によるものとする。

#### 第 41 条（招 集）

理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 4 項第 3 号により理事が招集する場合及び同項第 4 号により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第 4 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 2 週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法（電子メール）をもって、開催の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

#### 第 42 条（議 長）

理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、当該理事会において議長を選出する。

#### 第 43 条（定足数）

理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

#### 第 44 条（決 議）

理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法（電子メール）をもって表決することができる。

#### 第 45 条（決議の省略）

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的方法（電子メール）により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

#### 第 46 条（報告の省略）

理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 35 条第 2 項の規定による報告については適用しない。

#### 第 47 条（議事録）

理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事はこれに記名押印しなければならない。

2 理事会が第 40 条第 5 項の規定により電磁的方法にて開催されたとき及び第 44 条 2 項により理事が電磁的方法により表決したときは、議事録にその内容を記載するものとする。

#### 第 48 条（理事会規則）

理事会に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める理事会規則による。

### 第 8 章 加 盟

#### 第 49 条（加 盟）

本会は、公益財団法人北海道スポーツ協会並びに公益財団法人日本ソフトボール協会に、その加盟団体として加盟する。

2 前項の他に東日本ソフトボール協会に加盟し、本会の事業を行う。

#### 第 50 条（加盟団体）

本会は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本会に加盟したものを加盟団体（以下「加盟団体」という。）とする。

- (1) 北海道内で理事会が認めた地区ソフトボール協会
- (2) 北海道における、各学校のソフトボールを統轄する競技団体
- (3) その他、理事会において認めるソフトボール競技団体及びチーム

#### 第 51 条（加盟手続）

本会の加盟団体になろうとする前条各号に該当する団体は、加盟申請書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 加盟団体が第 50 条各号に該当しなくなった場合又は加盟団体として不適当と認める場合は、理事会の決議によって当該団体を除名することができる。

### 第 9 章 財産及び会計

#### 第 52 条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

#### 第 53 条（財産の管理・運用）

本会の財産の管理・運用は、会長が行うものとする。

#### 第 54 条（事業計画及び収支予算）

本会の事業計画及び収支予算並びに資金調達の見込み及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会に報告しなければならない。これを変更する場合でも、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立日の前日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

#### 第 55 条（事業報告及び決算）

本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、評議員会において、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

(6) 財産目録

2 本会は、前項の評議員会の終結後、遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表等及び損益計算書を公告するものとする。

#### 第 56 条（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において総評議員の過半数以上であつて、総評議員の議決権の 3 分の 2 以上の決議を経なければならない。

2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

#### 第 57 条（剰余金の分配を行わない定め）

本会は、剰余金の分配を行うことができない。

#### 第 58 条（会計原則）

本会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計慣行に従うものとする。

2 本会は、会計帳簿の閉鎖の時から、5 年間その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

### 第 10 章 定款の変更、合併及び解散等



#### 第 59 条（定款の変更）

この定款は、評議員会において、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により変更することができる。

#### 第 60 条（合併等）

本会は、評議員会において、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により、他の一般法人法に規定する法人との合併又は同法人に対する事業の全部の譲渡をすることができる。

#### 第 61 条（解散）

本会は、一般法人法第 148 条 1 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、評議員会において、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により解散することができる。

#### 第 62 条（残余財産の処分）

本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会において総評議員の半数以上であって、総評議員の 3 分の 2 以上の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### 第 11 章 委員会

#### 第 63 条（委員会）

本会の事業を推進するために必要であるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会は理事会から諮問された事項について調査、検討（協議）等を行う。
- 4 委員会の委員は、法令及びこの定款に定める理事、理事会及び監事の権限を代理することはできない。
- 5 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

### 第 12 章 事務局

#### 第 64 条（設置等）

本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長とその他職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免し、その他の職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

#### 第 65 条（備付け帳簿及び書類）

主たる事務所には常に次に掲げる帳簿及び書類を定時評議員会の日の 2 週間前の日から 5 年間、備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 評議員名簿及び評議員の異動に関する書類
- (4) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (5) 認定、許可、認可及び登記等に関する書類
- (6) 定款に定める理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 財産目録
- (8) 役員等の報酬規定
- (9) 事業計画書及び收支予算書
- (10) 事業報告書及び決算書類
- (11) 監査報告書
- (12) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については法令の定めによるほか、第 66 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

### 第 13 章 情報公開及び個人情報の保護

#### 第 66 条（情報公開）

本会は、公正で開かれた活動をするため、その活動状況、運営内容、財産資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

#### 第 67 条（個人情報の保護）

本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会の決議による。

### 第 14 章 附 則

#### 第 68 条（委 任）

この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

#### 第 69 条（特別の利益の禁止）



本会は、本会に財産の贈与若しくは遺贈する者、本会の役員若しくは会員又はこれらの親族に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることはできない。

第 70 条 (設立時社員の氏名及び住所)

本会の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

---

木 本 由 孝

---

寺 村 健 人

第 71 条 (設立時の役員)

本会の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 木 本 由 孝  
設立時理事 青 野 誠  
設立時理事 長 沼 薫  
設立時理事 竹 中 揚 子  
設立時理事 寺 村 健 人  
設立時理事 佐々木 幸 治  
設立時理事 長 岡 訓 子  
設立時理事 馬 場 聰  
設立時理事 大 井 裕  
設立時理事 山 岡 利 博  
設立時理事 小 杉 重 宣  
設立時理事 佐々木 明 夫  
設立時理事 山 崎 秀 行  
設立時理事 馬 渕 和 平  
設立時理事 高見沢 嘉 子  
設立時理事 田 村 浩 一  
設立時理事 佐 藤 和 哉  
設立時理事 川 辺 まり子  
設立時理事 鎌 田 英 樹  
設立時理事 中 西 章 司  
設立時理事 武 笠 伊佐央  
設立時理事 坂 野 英一郎  
設立時理事 池 田 稔  
設立時理事 山 本 優

設立時理事 吉野友昭  
設立時監事 松永実  
設立時監事 笹館君代一



#### 第72条（設立時の代表理事）

本会の設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 木本由孝

設立時代表理事 寺村健人

#### 第73条（最初の事業年度）

本会の最初の事業年度は、本会成立の日から令和6年3月31日までとする。

#### 第74条（最初の役員の任期）

本会の設立当初の役員の任期は、第32条の規定にかかわらず、令和6年度の最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

#### 第75条（定款に定めのない事項）

この定款に定めのない事項については、全て一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人北海道ソフトボール協会を設立するため設立時社員木本由孝・寺村健人の定款作成代理人である司法書士橋本淳は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和5年3月15日

設立時社員 木本由孝

設立時社員 寺村健人

上記設立時社員木本由孝・寺村健人の定款作成代理人

札幌市豊平区平岸3条7丁目5番3号

司法書士 橋本淳

橋本淳

デジタル署名者:

橋本淳

日付: 2023.03.30

16:04:15 +09'00'